

安全衛生推進者養成講習 職長・職長安全衛生責任者教育 } 開催

☆下記の講習会を、労働安全衛生法施行令及び同規則に基づき実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

1. 安全衛生推進者養成講習

〔定員40名〕

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場にて選任（労働安全衛生法12条2）

支店、営業所、工場、現場の名称等は問わず、常時10名以上従事している場合は事業場及び現場単位での選任が必要となります。

受講対象者 現に安全衛生業務に従事し、養成講習を受講していない方
これから安全衛生業務を担当し、将来安全衛生推進者になれる方

☆講習日時 令和6年10月2日(水)～3日(木)

1日目 9時00分～17時10分

2日目 8時45分～11時50分

☆講習会場 『サンライフ弘前2階集会室』弘前市大字豊田一丁目8-1

☆受講料 ①12,430円（テキスト代・消費税含む）免除科目無し

内訳（受講料11,000円（10%消費税）+テキスト代1,430円（10%消費税）

②10,230円（テキスト代・消費税含む）免除科目有り

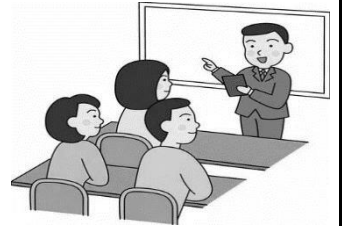
内訳（受講料 8,800円（10%消費税）+テキスト代1,430円（10%消費税）

※ 申込締切日 9月25日（水）但し、定員に達し次第受付を締切ります。

※ ②の免除科目有りは、下記の資格所持者が対象となります。

「安全管理者選任時研修修了者」・「第1・2種衛生管理者」

○科目免除申請は、受講申込みの際に上記修了証又は免許証の写しを添付して下さい。



対象業種一覧

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業
熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、燃料小売業、旅館業
家具・建具・什器等卸・小売業、ゴルフ場業、機械修理業、自動車整備業

※上記の業種以外は、「衛生推進者」の選任が必要となりますが、実施を予定していないため、この講習の受講により資格を取得していただいております。

※受講申込みの際に、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。

☆受講料のご納入は、下記口座への振込みでも可能です。

振込先 青森銀行黒石支店(普) 223261 みちのく銀行黒石内町支店(普) 1311760
東奥信用金庫黒石支店(普) 0920550 青い森信用金庫黒石支店(普) 0958767

【青森労働局長登録教習機関】

申込先 一般社団法人 黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町40-5（黒石市役所通り）

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

資格取得で
安全作業!!



2. 職長教育及び職長・安全衛生責任者教育〔定員40名〕

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職長となる者、その他作業中の労働者を直接指揮監督する者を対象に、安全衛生教育の実施が義務付けられております。また、建設業では「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の一部改正により、職長教育のほか安全衛生責任者教育を修了するよう定められております。(リスクアセスメント教育を含む。)

今回「職長教育」と、安全衛生責任者教育カリキュラムを含めた「職長・安全衛生責任者教育」の2コースを併行し開催しますので、下記業種に該当する事業場の方はもとより、該当しない事業場の方も労働災害発生件数が高く推移していることから、安全衛生管理体制強化のため受講されますようご案内いたします。

☆講習日時 **令和6年10月23日(水)** 8時50分～17時00分
10月24日(木) 8時50分～17時10分

☆講習会場 『サンライフ弘前 2階集会室』弘前市大字豊田一丁目8-1

☆受講料 A、職長教育
15,620円〔テキスト代(880円)・消費税等含む〕
B、職長・安全衛生責任者教育
18,150円〔テキスト代(1,650円)・消費税等含む〕



☆申込締切 令和6年10月16日(水)まで、又は定員になり次第締切ります。

★職長教育を行うべき業種(労働安全衛生法施行令第19条)

- 建設業 ○電気業 ○ガス業 ○自動車整備業 ○機械修理業 ○製造業(但し、繊維工業・繊維製品製造業
紙加工品製造業を除く)
※製造業については、令和5年4月1日から今まで対象ではなかった下記業種も義務化されます。
「・食品品製造業 ・新聞業 ・出版業 ・製本業及び印刷物加工業」

★安全衛生責任者教育を行うべき業種・・・建設業・造船業(特定元方事業)

労働安全衛生法第16条・・・統括安全衛生責任者を選任すべき事業者(元方事業者)以外の請負事業(関係請負事業者)においては、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者と連絡をとりながら、労働災害防止の措置をとるよう定めております。

※ お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。

※ 受講者には「職長教育」又は「職長・安全衛生責任者教育」修了証を交付致します。

- 連絡事項 ※ いずれも定員に達し次第締め切ります。お早めにお申込み下さい。
- ※ 同封の申込書を記入の上、各講習につき写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm)貼付・受講料を添えてお申込み下さい。(安全衛生推進者養成講習は申込書への写真貼付は不要です。)
- 注) 講習ごとに申込書を記入し、当協会へ提出してください。
- ※ 受講者が最小実施人数に達しないと中止することがございます。
- ※ テキスト等発注の都合上、受講申込み後の取消しについては、各講習の申込締切日までお願い致します。(締切日以降の申込みの取消しは、発注の関係上テキスト代を負担して頂きます。)
- ※ お電話での申込みも受付致しますが、ご予約後7日間を目処に申込書の送付をお願いします。(申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合もございます)
- ※ 受講料のご納入は受講開始日の1週間前までをお願いします。